

医師への利益供与に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、病院において、利害関係のある相手から接待を受けることは禁止されているにもかかわらず、病院に勤務する医師たちが製薬会社から製品の説明の際に弁当の供与を受けていること及びA医師が製薬会社の営業担当者に弁当やタクシー券を不当に要求していることを指摘する趣旨の通報である。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>1 所属調査により確認された事実関係及び当事者の説明は次のとおりである。</p> <p>(1) 製薬会社による説明会・勉強会等について</p> <p>製薬会社による説明会・勉強会等は、一般的に、病院の医師等が医薬品に係る最新の情報を得るために行われている。所属は、市民に対する医療の質向上に向けた医師等の研鑽になることから、市立病院においても必要な機会と考えている。</p> <p>根拠としては、利害関係者との接触に関する指針（以下「指針」という。）において、「3禁止行為の例外(1)の「職務に関連して出席するもの」と位置づけている。「職務に関連して出席するもの」とは、出張命令等を伴う公務には該当しないが、職務に関連したテーマのセミナー等に自己啓発のために参加するような場合が含まれます。」と記載されている。</p> <p>なお、説明会・勉強会等は、あくまで製薬会社が主催で行うものなので、所属は、参加人数、具体的な出席者が分かる記録等は把握していない。</p> <p>(2) 利害関係者について</p> <p>前提として、製薬会社の営業担当者は、利害関係者に該当するか。指針によると、利害関係者とは、次のように定義されている。</p> <p>1 利害関係者</p> <p>利害関係者とは、職員が職務で携わる相手方で次に掲げる者が該当する。</p> <p>(1) 職員が許認可等、（略）、物品の購入等の契約その他の職務行為を通じて、直接的又は間接的に利益又は不利益を図りうる事業者及び個人（略）をいう。</p> <p>(略)</p> <p>カ 物品の購入等の契約については、当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等</p> <p>医師等が採用したい医薬品がある場合は、「医薬品購入申請書」を薬事委員会（以下「委員会」という。）に申請し、委員会で申請理由等を説明し、説明後の質疑応答を経て委員会として採用・不採用を決定する。製薬会社は、説明会・勉強会等を通して参加者である医師等に医薬品等を紹介しており、医薬品を購入する契約の申込みをしようとしていることが明らかであるわけだから、利害関係者に該当するとして差支えない。</p> <p>(3) 弁当の提供の適否について</p> <p>所属は、説明会・勉強会での弁当の提供について、指針の「3禁止行為の例外(1)職務として出席する行事、式典、会議、打合せ等（職務に関連して出席するものを含む。）において、他の出席者と同様の弁当その他の簡素な飲食物の提供を受けること。」に該当するものとして整理し、製薬会社もメーカー公取協のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の範囲内で弁当を提供していると認識している。</p> <p>ただし、指針における禁止行為の例外を適用する場合には、所定の様式による申請・許可手続きが必要だが、適切に行われていない実態が判明した。</p> <p>【参考1】指針「禁止行為の例外」に関する規定</p> <p>3 禁止行為の例外</p> <p>前項の規定にかかわらず、職員は、次項の手続きを経た場合は、利害関係者との間で次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>(1) 職務として出席する行事、式典、会議、打合せ等（職務に関連して出席するものを含む。）において、他の出席者と同様の弁当その他の簡素な飲食物の提供を受けること。</p>

((2)以下略)

4 禁止行為の例外に関する手続き

職員は、前項各号の行為を行う場合には、様式1により局区コンプライアンス推進員へ申請するものとし（やむを得ず事前に申請できない場合にあっては、事後速やかに申請するものとし）、局区コンプライアンス推進員は、当該申請に係る行為を承認するかどうかを決定した上、様式1に処理内容を補記し、当該職員に通知するものとする。（以下略）

【参考2】ガイドライン「医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」抜粋

第3条 医療用医薬品製造販売業者は、医療機関等に対し、医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段として、景品類を提供してはならない。（以下略）

第5条 この規約に違反しない景品類又は経済上の利益の提供を例示すると、次のとおりである。

(1)～(4)略

(5) 医療機関等を対象として行う自社医薬品の講演会等に際して提供する華美、過大にわたらない物品若しくはサービスの提供又は出席費用の負担

(4) A医師の言動について

A医師及び関係者へのヒアリングの結果では、通報者が指摘するようなA医師の言動は認められなかった。ただし、所属は、弁当のメニューについて、会話の内容から誤解を与えた可能性は否定できないと認識している。

なお、A医師は、採用する医薬品等を決定する委員会の委員である。権限としては、採用・不採用は委員会の多数決により決定しているため、単独での決定権はない。

(5) 所属の見解について

所属は、調査結果を踏まえ、A医師に対しては、指針に定められた手続きを怠っていたこと及び周囲が誤解するような利害関係者への発言について注意喚起するとともに、速やかに手続きを行わせ、また、改めて院内へ必要な手続きの周知・徹底を行うことで再発防止に取り組むとしている。

2 1の内容から、本通報案件について、次のように判断する。

まず、製薬会社から提供される弁当の適否について。

説明会・勉強会等は病院の医師等の自己研鑽の場として医療の質の向上を図るための場であって、指針でいうところの「職務に関連して出席するもの」として位置づけている点は、医師として医薬品等の最新の情報を得ることは必須であり、病院の医師等が任意に一同に会してこうした情報を仕入れる場を設けることには合理性がある。これに伴って製薬会社から提供される弁当についても、指針でいう「他の出席者と同様の弁当その他簡素な飲食物」の質や量を著しく逸脱するような華美・過大なものでなければ問題があるとは言えない。この点、各製薬会社関係者へのヒアリング内容から、ガイドラインの範囲内で、不当な顧客の誘引を誘発するような華美・過大な弁当を提供しないよう、それぞれ自社の基準に則り弁当を提供していると考えられる。

次に、A医師の言動について。

調査では、通報者の指摘するようなA医師の言動は認められなかった。しかし、A医師は、採用する医薬品等を単独で決定する権限はないものの、委員会の委員であって、また、所属は弁当のメニューについて、会話の内容から誤解を与えた可能性は否定できないと認識しており、製薬会社が事実上逆らえない相手から不当な要求をされたと捉えられないよう、今後とも注意が必要である。

最後に、指針における禁止行為の例外に関する手続きに定めのある、「職員は、前項各号の行為を行う場合には、様式1により局区コンプライアンス推進員へ申請するものとし（以下略）」

	<p>に当たる手続きをとっていなかったところは、所属も認めているところであり、これに適切に対応するとともに、病院内に再発防止を図ることを求め、委員会としての対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A医師に対しては、手引きに定められた手続きを怠っていたこと及び周囲が誤解するような利害関係者への発言について注意喚起するとともに、速やかに指針「禁止行為の例外」に関する必要な手続きを行わせる。 ・ 改めて院内へ指針「禁止行為の例外」に関する必要な手続きの周知・徹底を行うことで再発防止に取り組む。